

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

220

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づく特別支援教育就学奨励費の定額支給化

提案団体

埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市、川口市、行田市、秩父市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、深谷市、上尾市、草加市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、三芳町、毛呂山町、鳩山町、ときがわ町、皆野町、美里町、神川町、上里町、寄居町、山梨県、磐田市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

「特別支援教育就学奨励費」の学用品費等を定額支給とすること。

具体的な支障事例

## 【現行制度】

「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料(令和元年度版)文部科学省」において国庫補助対象限度額一覧があり、その中で、学用品購入費については「実費」と定められている。また、同資料に対象経費の算定方法について記載があり、「保護者等が費用負担している実態について確認を行うこと。なお、確認方法については、レシート・領収書等による確認」とされている。

## 【支障事例】

特別支援教育就学奨励費の支給事務について、支給対象額の算定のために事務担当者、教員、保護者に過度な負担が生じている。一つ一つの支給金額は数百円程度のもものが多く、支給する金額に対して、事務担当者、教員、保護者の負担感が大きい。

特に、「学用品・通学用品」について、当県では、支給件数が年間 20,000 件弱となっているが、保護者が申請してきた品物について、教育課程上必要なものかどうか一つ一つ確認が必要であり、その都度教員への確認作業が生じている。

また、保護者には領収書、レシートなど、金額と支出したことを証明する書類の提出が必須とされているが、「雑貨」などと品物名がはっきり記載されないケースもあり、証拠書類として採用できないものもある。内容確認のための電話連絡や領収書の取り直しなど保護者に負担が生じている。

提出された領収書やレシートが、税抜きで記載されている場合や購入店舗のポイントを使用されている場合は、支給額算定時に再計算を要し、事務担当者の負担になっている。

## 【制度改正の必要性】

本提案は、「制度の趣旨として定額支給になじまない」こと等を理由に関係府省との調整が行われなかった令和元年の提案の再提案事項である。

特別支援教育就学奨励費のほかにも、同じく保護者の経済的負担を軽減することを目的として、学用品費等を支給する「奨学のための給付金制度」や、「生活保護法に基づく教育扶助費(基準額等)」は、一般家庭の平均的費用の実態を踏まえて定額支給とされている一方で、当該奨励費のみ「制度の趣旨として定額支給になじまない」として、実費支給とされ、過度に事務担当者や保護者に負担を負わせている状況は実情に合っていないと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

支給額を定額とすることにより、支給金額の確認にかかる担当者の負担が軽減される。  
また、保護者にとっても、レシート等の保存及び提出の必要がなくなり、負担が軽減される、住民サービスの向上が図られる。  
加えて、領収書やレシートの提出・保管が不要となるので、添付書類の削減にも繋がる。

## 根拠法令等

特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、八戸市、盛岡市、福島県、ひたちなか市、前橋市、春日部市、千葉市、神奈川県、横浜市、相模原市、新潟市、上田市、名古屋市、豊橋市、春日井市、福知山市、大阪市、兵庫県、神戸市、米子市、岡山県、広島市、防府市、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市

○特別支援教育就学奨励費（小中学校分）の学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、購入に要した実費を支給対象としている。その実費確認の方法として、保護者にレシートの提出等を求め、それを学校職員が確認後、教育委員会で支給金額を決定している。そのため職員は、レシートの内容及び金額を確認するなど、大変煩雑な事務処理を行っている。また、保護者は学用品等購入時のレシートの保存及び提出が負担となっている。

定額支給にすることにより、支給金額の確認にかかる事務作業が軽減され、事務負担が大きく減る。また、保護者においては、レシート等の保存及び提出の必要がなくなり、負担が減るとともに、手続きの煩雑さから申請をしていなかった世帯にも支給が可能となり、制度の趣旨に沿った支給となる。

### ○【支障事例】

当市においても制度対象者が年々増加する中で、「学用品費・通学用品費・新入学学用品費等」の支給に係る領収書・レシートの確認作業が、保護者及び学校、市教委それぞれにとって過大な負担となっている。

保護者は、家庭の日用品と一緒に学用品を購入することも多く、購入単価が少額な際など大量にレシートを提出する必要があり、レシートの保管や、確認作業が過大な負担となっている。

また、学校での一括購入品の確認についても、学校、学年ごとの購入品の他、個人ごとに購入する物も多く、一括購入品の購入実績の管理や、保護者から提出される領収書の整理等が学校にとって過大な負担となっている。

また、市教委では3～4人の職員で、2千件超の支給確認を行っている状況であり、用途が判別出来ない物品については学校や保護者にその都度電話確認を行うなど、特に業務繁忙期においては、膨大な負担となっている。

○保護者は領収書等を保管する必要が生じるほか、事務担当者も提出された全ての領収書等を点検しなければならないため過度の事務負担となっている。

○特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、文部科学省が発行する「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」に対象物品を大まかに示しているのみであるため、学校は保護者から提出されたレシートを整理するとともに、購入物品が補助対象物品か逐一確認することにも時間を要する。

○新たに特別支援学級に在籍することになった場合、レシート等を保管していないことが多く、明らかに購入していることが伺われる場合でも申請されないケースがある。また、保管していたとしても内訳が明示されていない領収書は採用できないため取り直しを求めているが、金額が小さいものは再提出されないことも多い。保護者にとってはハードルが高い事務となっており、支給額に差が生じやすいため、公平性を保つためにも定額支給を求める。

○特別支援教育就学奨励費補助金の支給について、学用品等の購入に際してレシートを保管しなければならないという点で保護者への負担が生じている。毎年、レシートを失念してしまい補助金を受け取ることができない家庭が生じている。事務処理の面でも、補助対象となるか判断が難しい物品もあるため、定額支給とする方がよい。

○特別支援教育就学奨励費（小中学校分）の学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、購入に要した実費を支給対象としている。その実費確認の方法として、保護者に領収書等の提出を求め、それを教職員が確認後、教育委員会で支給金額を決定している。そのため教職員は、領収書等の内容及び金額を確認するなど、大変煩雑な事務処理を行っている。保護者は学用品等購入時の領収書等の保存及び提出が負担となっている。実際に購入していたとしても、領収書等を紛失した際には支給することができない。また、どの品目が支給対象となる学用品かの判断についても個別で判断することが多く、事務が煩雑化し

ている。

○当市においては「学用品・通学用品」の支給対象人数は、小中学校合計で約 260 人(学期ごとに支給するため延べ支給件数は約 780 件)であり、それら全てについて学校で領収書等のとりまとめを行い、担当職員が確認作業を行っているため、提案団体と全く同じ支障が生じている。学校への確認作業についても、対象者が所属する 26 校にそれぞれ確認をとらなければならないため職員の負担感が大きい。本制度には支給限度額が定められており、当市においては約 260 人中 220 人が限度額が支給されているため、定額支給となった場合、支給対象者への金銭的な影響は小さい一方で、事務担当者にとっては大きな負担軽減と見込まれる。

○領収書・レシートの整理が煩雑であり、毎年事務担当者、教員、保護者らに負担が大きく、算定から支給までの時間、労力を費やしている。

各店舗で使用できるポイントの種類が増え、実質負担した額を再計算するのが負担である。保護者にとっても、細かいレシートを保管し、定められた期間内に提出し、振り込みまでに時間を要するよりは、就学援助同様、定額支給の方が負担が少ない。

○物品を購入する時期から補助の申請をするまでに一定の期間があるため、申請時のレシート等の添付を省略することについては、保護者の負担軽減につながる。また、提案団体と同様の支障事例があるため、職員の作業時間の短縮や保存文書の削減が望めると考えられる。

○支給対象となる品物か、領収済みか(領収印の有無)等、支給対象額算定のためレシート・領収証等で一件一件確認作業が必要であり、事務担当者の負担が大きい。

学年費から購入している場合には、保護者に領収書等が個別に出ない場合もあり、集金の際の通知や集金袋の領収印の確認など、領収書等に代わる関係書類の確認を取らなければならず、学校を通さないと確認が取れない場合もあり、とりまとめの学校側の負担も多い。また、レシート・領収証等を紛失した場合や購入物品名が明確でない場合に、レシート・領収証等の再発行等の対応を保護者に求めることになり、保護者にとっても負担である。

○特別支援教育就学奨励費(学用品・通学用品等)は、保護者からの領収書・レシートの提出がなければ支給できない。

そこで、保護者には「購入内容がはっきりと分かる領収書・レシート」の収集及び保管が求められている。

各特別支援学校には、保護者から、次のような苦情や改善要望が多数寄せられている。

- ・「障がいのある子供の養育に大変な状況にある。その上領収書・レシートをきちんと整理・保管しなければならず、支給を受けるためとはいえ、過重な負担である。」
- ・「家庭生活で用いる日用品と併せて購入した場合でも、対象となる学用品等は別に領収書・レシートをもらわなければならない、それだけ余分に時間がかかる。」
- ・「高等学校で支給されている奨学のための給付金制度は、定額支給で領収書の添付を義務づけられておらず、制度間で不公平が生じている。」
- ・「領収書に基づく支給は、現代のネット社会・キャッシュレス決済・ペーパーレス社会において、あまりにも時代遅れではないのか。」

障がいのある子供を養育している保護者の負担を少しでも軽減するため、領収書の添付を要しない「定額支給」を導入する必要がある。

○定額支給にすることにより、支給金額の確認にかかる事務作業が軽減され、事務負担が大きく減る。また、保護者においては、レシート等の保存及び提出の必要がなくなり、負担が減るとともに、手続きの煩雑さから申請をしていなかった世帯にも支給が可能となり、制度の趣旨に沿った支給となる。

○当県においても、職員が、保護者から提出されたレシートや領収書の確認・集計をして支給事務を行っているため、膨大な作業量であり職員の負担となっている。

また、保護者によってはレシート等の紛失もあり、証明書類がないため支給できないケースもある。

学用品・通学用品はすべての児童が学校生活を送る上で必ず必要になってくるものであり、保護者は毎年、児童のために学用品・通学用品の一定額を負担していると考えられる。

そのため、支弁区分に応じて定額支給化することにより、職員の事務軽減、保護者の負担の軽減につながると考える。